平成２２年（フ）第８９８号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―412号
破産者　松下　武治
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９９号
大阪府東大阪市西岩田３丁目３番13―412号
破産者　松下　裕子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９８３号
大阪府池田市古江町９番地
破産者　岩嵜　伸一
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０２９号
大阪府寝屋川市上神田１丁目25番16号
破産者　中野　良亮
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０８２号
大阪府池田市住吉１丁目13番23―606号、前住所大阪府池田市住吉２丁目11番９号
破産者　松山由加里
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７３号
大阪府枚方市香里園桜木町61番33―101号
破産者　菅野　尚弘
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０３号
大阪府守口市藤田町４丁目43番２号、前住所大阪府守口市大日東町31番１号
破産者　山口　良子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４２７号
大阪市東住吉区桑津１丁目12番９―1502号
破産者　古川　壯一
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１７３８号
堺市北区百舌鳥西之町１丁27番地１―３―204号
破産者　庵下　道則
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１９２３号
堺市東区草尾610―１　パークレジデンス北野田302号、開始決定時の住所堺市東区高松227番地２　シティパーク北野田416号
破産者　髙島設計事務所こと　髙島　正視
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２７号
堺市東区日置荘西町３丁32番１号エステム堺萩原天神908号、開始決定時の住所堺市東区菩提町３丁39番地123
破産者　三村　　賢
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８号
堺市東区日置荘西町３丁32番１号エステム堺萩原天神908号、開始決定時の住所堺市東区菩提町３丁39番地123
破産者　綜合自動車販売ことマイカーセンター中環こと　三村　　治
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２９号
堺市東区日置荘西町３丁32番１号エステム堺萩原天神908号、開始決定時の住所堺市東区菩提町３丁39番地123
破産者　三村　和子
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
大阪府柏原市玉手町21番２―302号
破産者　山田　治枝
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６９７号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町１丁目８番15号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市長洲東通３丁目２番33―605号
破産者　山田　　孝
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第７２０号
兵庫県西宮市名塩山荘24番１―301号、開始決定時の住所兵庫県西宮市名塩山荘２番11号
破産者　田所　由美
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１２２号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番10―805号、前住所三重県名張市百合が丘東６番町122番地
破産者　小松原　勇
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３０号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番19―1811号、開始決定時の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目10番１―508号
破産者　望月　義廣
1　決定年月日　平成22年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係